総　務　常　任　委　員　会

所 管 事 務 調 査 報 告 書

（地域における動物に関する諸課題について）

令和　８　年　５　月２１日

目　　次

1　調査に至った経緯 …… 1ページ

2　所管事務調査の概要 …… 1ページ
(1) 所管事務調査の決定 …… 1ページ
(2) 委員会の開催状況 …… 1ページ
(3) 執行部からの説明 …… 2ページ
(4) 委員構成 …… 2ページ
(5) 調査のため出席を求めた説明員 …… 2ページ
(6) 参考人 …… 2ページ
(7) 現地視察の説明者 …… 3ページ

3　調査結果 …… 4ページ
(1) 第２回（令和７年８月５日開催） …… 4ページ
(2) 第４回（令和７年９月12日開催） …… 6ページ
(3) 第５回（令和７年10月24日開催） …… 7ページ
(4) 第７回（令和７年12月９日開催） …… 8ページ

4　委員会としての所見 …… 10ページ

１　調査に至った経緯

ペットは生活に潤いや安らぎをもたらし、ペットの存在が生きがい等につながることもある。

その一方で、多頭飼育問題や飼養継続困難等のペットの飼養に関する様々な課題や野良猫等への無責任な給餌等による課題も生じている。

また、本市は、神奈川県西部地震などの大地震による被害が想定されているほか、全国的にも記録的な台風や集中豪雨による甚大な被害が発生していることから、災害時のペットの対応についても喫緊の課題であると考えられる。

そうした状況を踏まえ、市内で起こっている動物に関する課題について把握し、市として取り組むべき事項等について調査、研究するため、「地域における動物に関する諸課題について」を、本常任委員会の所管事務調査のテーマとすることとした。

２　所管事務調査の概要

(1) 所管事務調査の決定

令和７年７月10日の本常任委員会において、次のとおり、調査事項、目的、方法及び期間を決定し、小田原市議会会議規則第70条第１項の規定により議長に通知をした。

ア　調査事項

地域における動物に関する諸課題について

イ　目的

地域における動物に関する諸課題とその解決に向けた方法を調査し、必要に応じて提言をすること。

ウ　方法

委員会の協議により、所管課に報告や資料提出を求めるとともに、必要に応じて参考人招致等を行い、報告書を作成する。

エ　期間

令和７年７月10日から調査終了まで

(2) 委員会の開催状況

回　数	開　　催　　日	主　　な　　内　　容
第１回	令和７年７月10日	調査事項、目的、方法及び期間の決定
第２回	令和７年８月５日	・本市の動物に関する現状等について（所管による説明）

		・課題等の協議
第３回	令和７年９月５日	今後の調査の進め方の協議
第４回	令和７年９月12日	給餌による環境衛生への影響について（参考人招致）
第５回	令和７年10月24日	多頭飼育・不適正飼育の現状等について（神奈川県動物愛護センターの現地視察）
第６回	令和７年11月７日	今後の調査の進め方の協議
第７回	令和７年12月９日	野良猫に関する課題等について（参考人招致）
第８回	令和８年２月18日	報告書（案）の検討
第９回	令和８年４月16日	報告書（案）の検討

(3) 執行部からの説明

市執行部の関係する所管から、第２回に説明を受けた。

(4) 委員構成

委員長	清水隆男	（誠新）
副委員長	金崎達	（公明党）
委員	小谷英次郎	（進民の会）
委員	岩田泰明	（無会派）
委員	原久美子	（誠新）
委員	井上昌彦	（維新の会・次世代おだわら）
委員	武松忠	（誠和）
委員	篠原弘	（志民・ミモザの会）

(5) 調査のため出席を求めた説明員

環境部長	樋口肇
環境部副部長	山口一哉
環境保護課長	瀬戸太一郎

ほか関係職員

(6) 参考人

第４回（令和７年９月12日）及び第７回（令和７年12月９日）には、小田原市議会委員会条例第28条に基づき、参考人を招致して、本市の動物に関する諸課題の現状について意見等

を聴取した。

■参考人

第４回（令和７年９月12日）

令和６年12月25日付「野鳥（主に鳩）の餌やり禁止条例施行に関する要望書」提出者

杉崎　武彦　氏　ほか２名

第７回（令和７年12月９日）

小田原猫ボランティアネットワーク代表

動物愛護推進員

岩崎　伸也　氏

(7) 現地視察の説明者

第５回（令和７年10月24日）には、神奈川県動物愛護センターの現地視察を行い、多頭飼育・不適正飼育の現状等について説明を受けた。

■説明者

神奈川県生活衛生課動物愛護グループ　グループリーダー　遠藤　亜紀　氏

神奈川県動物愛護センター　愛護・指導課長　飯川　俊郎　氏

神奈川県小田原保健福祉事務所生活衛生部　環境衛生課長　狭間　純　氏

３　調査結果

(1) 第２回　本市の動物に関する現状等について（令和７年８月５日開催）

本市の動物に関する現状等について、所管である環境部から説明を受け、質疑を行った。

ア　法令に基づく市町村の役割について

法律名	市町村の役割
狂犬病予防法	・登録及び鑑札の交付 ・予防注射済票の交付
動物の愛護及び管理に関する法律	普及啓発（地域の実情に応じた関係者との連携）
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	県から権限移譲された鳥獣類の捕獲許可

イ　犬・猫の飼い方マナーについて

【市が実施していること】

・狂犬病予防注射の接種率向上のための狂犬病予防集合注射

・広報紙や愛犬手帳を活用したマナー啓発、犬のしつけ教室の開催、ふん尿放置禁止の看板の貸与

・野良猫を自らの飼い猫として室内で飼養する場合の去勢・不妊手術費補助金の交付（オス2000円、メス3000円上限）

・公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」の行政枠チケットを活用したTNR事業

※「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主がいない猫に対し、TNR（Trap捕獲、Neuter不妊去勢手術、Return元の場所に戻す）を行い、不妊去勢手術費用の全額を公益財団法人どうぶつ基金が負担する事業。本市では、「Trap捕獲」、「Return元の場所に戻す」の部分をボランティアが実施している。

【マナー啓発用看板貸出数】

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
犬	249	253	217	159	183
猫	20	5	24	29	1

ウ　多頭飼育問題について

【市が実施していること】

・多頭飼育崩壊してしまった猫の不妊去勢手術及びボランティアとの協働による里親探し

・神奈川県小田原保健福祉事務所を中心に、本市の環境部や福祉健康部、動物愛護推進員等をメンバーとする「多頭飼育問題に係る見守りチーム」との連携

※令和元年度から令和６年度までの間で、県と連携して対応したケースは５件

エ　野生動物への対策について

【市が実施していること】

・県から権限移譲を受けた獣類14種、鳥類23種の捕獲許可書を交付

・小田急電鉄のハンターバンク、NPO 法人おだわらイノシカネット等の協力による捕獲

・小田原駅周辺へカラス用の捕獲檻を設置

・生ごみがカラスの餌となっていることから、ごみ出しルールの徹底のための広報紙による周知やごみ集積場所用ネットの貸出

【市が把握している鳥獣の捕獲数の推移（抜粋）】

区分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニホンジカ	301	462	454
イノシシ	212	304	496
カラス	77	95	74

オ　給餌による環境衛生の悪化について

・野鳥類等への給餌に対する苦情が数件寄せられている。

・幾つかの自治体で制定されている「餌やり禁止条例」の対象は公の場所や公共の場所としているところが多く、民有地における行為への規制は難しいと聞いている。

・令和元年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正で県の指導等の対象となる「周辺の生活環境が損なわれている事態が生じたと認められる起因となる活動」に「給餌・給水」が追加され、これにより飼養していない動物（野良猫や野鳥等）への給餌・給水にも指導等の対象が拡大された。

カ　ペット防災について

・ペット避難を受け入れる側である広域避難所運営委員会に向けて、小田原獣医師会と協働し、「避難所・避難場所におけるペットの受入れガイドライン」を策定

・避難所によって物理的な形状や状況が異なるため、受け入れ場所などの詳細については、最終的には各広域避難所運営委員会の判断による。
・新玉地区では、飼い主が協力してペットの飼養管理を行えるよう「飼い主の会」が発足している。

⑵ 第４回　給餌による環境衛生への影響について（令和７年９月12日開催）

給餌による環境衛生への影響について、参考人から説明を受け、質疑を行った。

【参考人が認識している現状】

・ハトに定期的に給餌が行われており、朝夕に給餌を待つハトは100羽近くいる。
・ハトだけでなくカラスや他の野鳥の増加、ふんによる景観の悪化や臭気、羽毛の散乱、電線の垂れ下がり等がある。
・電線にとまったハトにふんを落とされた人が何人もいる。
・外に布団や洗濯物が干せない、羽毛や臭気によって窓を開けられない家がある。
・ふんの影響だと思われるが、小田原市の構築物の柱（手すり）が腐食している。
・今のところ影響はないと認識しているが、ハトのふん害による様々な感染症も懸念している。

【参考人が考える課題・対応策】

・行政へも相談したが、「今の現状を把握はしている。決して認められる状況ではないけれども、餌やりをやめさせることもできない。」とのことだった。
・行政が餌やりをやめさせることのできる環境を整えていただき、その一つに条例というものもあるのかもしれないが、そういう行動も起こせないのは問題だと思っている。それができるような環境、条例をつくっていただくことが一番の要望である。
・東京都の自治体にあるそうだが、罰則付きの条例をつくり、条例を発動しないまでも、強力な行政指導につなげていただきたい。
・条例として進んでいくには時間もかかるだろうから、早急に「野鳥への餌やりはやめてください」という看板を掲げてもらいたい。また、「頭上注意」、「ハトのふん注意」などの看板をつけることも必要だと思う。

⑶ 第５回　多頭飼育・不適正飼育の現状等について（令和７年10月24日開催）

多頭飼育・不適正飼育の現状等について、神奈川県動物愛護センターの現地視察を行い、県職員から説明を受けた後、質疑を行った。

ア　多頭飼育問題について

【現状】

・令和７年４月１日から同年10月１日までの間で小田原保健福祉事務所が小田原管内で多頭飼育の指導をした回数は62回である。

・多頭飼育崩壊が発生した場合、県では聞き取りや現場の立ち入り等により状況を確認、必要に応じて適正飼養の指導を実施しており、どうしても飼養の継続が難しい場合のみ飼い主の申し出により引き取りを実施している。

・施設で保護できる頭数は限りがあるため、多頭飼育崩壊が発生すると、頭数によっては同時に引き取ることが困難なケースもあり、対応に苦慮することもある。

・保健福祉事務所だけでは対応困難なケースが多く、保健福祉事務所で探知した情報を関係機関と必要に応じて共有・協力し、円滑に改善に進んでいるケースがある。

【課題・対策】

①早期発見・早期探知

・不適正な多頭飼育には早期発見・早期探知が必要である。

・多頭飼育探知チェックシートの活用や多頭飼養届出書・県民からの苦情・市町村からの情報等により、多頭飼育問題に陥るリスクのある飼い主を探知している。

・地域の社会福祉を担う関係者にも多頭飼育問題や早期対応の重要性等について周知が必要である。

②関係機関との連携

・多頭飼育問題は、飼い主が経済や健康状態に問題を抱えていたり、地域から孤立しているなど、社会的な問題を抱えていることが多い。

・動物の問題というより人の問題である。

・飼い主の状況等を考慮した関係機関の協力や様々な分野の多角的な支援が必要である。

イ　災害時における課題・対策について

・動物愛護センターでは、倉庫にケージ等を備蓄している。

・県としては、マイクロチップの普及啓発等を行っている。

・マイクロチップが装着されていて、登録情報が更新されていれば飼い主の特定が可能だが、さらなる普及啓発が必要な状況である。

(4) 第７回　野良猫に関する課題等について（令和７年12月９日開催）

市内における野良猫に関する課題等について、参考人から説明を受け、質疑を行った。

ア　野良猫について

【参考人が認識している現状】

・令和７年１月から同年12月５日までの期間で、TNR をした頭数は約200頭である。それでもまだ手術が済んでいない猫が市内には多数存在している。

【TNR 活動等のボランティア】

・TNR 時に、元に戻すのが困難（２か月以内の子猫、傷病・病気、そこに戻すと迫害を受けてしまう可能性が高いなど）と判断した場合にその猫を保護するが、里親が見つかるまでの間、ボランティアが預かって必要な治療を受けさせたり、譲渡できるようにトレーニングするなどの期間が必要となる。

・許容範囲を超えて預かりボランティアをしている方が非常に多い。

【参考人が考える課題・対応策】

・猫を守りたい方と猫被害を何とかしたい方の間で対立が生まれている地域が非常に多いと感じている。お互いが歩み寄り、互いに妥協点を見つけて、解決策を見つけていくのが理想ではあるが、なかなか難しい。

・どのようにして地域猫として発展させていくかが TNR 後の課題としてある。トイレはどうするのか、継続した餌やりが可能か、そこに戻した際に猫が安全に暮らしていけるのかということが問題となってくる。

・４年以上新たに子猫が生まれることなく、地域で見守られているエリアも小田原市内で成功例としてある。そこに地域猫の普及のヒントがあるのではないかと思っているため、しっかりと掘り下げられたら今後につなげられるのではないかと考えている。

・無責任な餌やりもなかなか減らない。通りがかりに猫がいるということで餌をばらまいていってしまう、餌をそのまま放置してしまう、人間の食べ物をばらまいていくというケースもあり、こうした行動がかえって猫を苦しめている結果になっている。このようなことも広く知っていただきたい。

・TNR 活動や地域猫の考え方を普及啓発し、多くの方々に知ってもらうことが必要だと感じている。

イ　多頭飼育問題について

【参考人が認識している現状】

・小田原市内でも多頭飼育現場は存在しており、猫の健康被害による崩壊だけではなく、

住居そのものが崩壊しているケースもあった。

・賃貸物件の管理会社から保健所への連絡、ケアマネジャーからの相談、近隣からの連絡により発覚する例もある。

・経済的な事情や精神的に不安定な状態であるために、多頭飼育崩壊に至ったケースも多く存在している。

・顕在化していないが、実際に多頭飼育により崩壊している、崩壊寸前の現場は、多く存在していると思われる。

【参考人が考える課題・対応策】

・多頭飼育問題解決のためには、とにかく早期発見・早期対策が必要である。

・多頭飼育崩壊させないためには近隣からの通報も重要となるが、ご近所づきあいからなかなか言い出せないなどの理由で発覚が遅れてしまうことも多々ある。

・適正な飼い方、なぜ手術を受けさせないといけないかなど、正しい知識を広く普及させていくことも重要である。

ウ　その他

【参考人が考える課題・対応策】

・ボランティアは、動物を保護して治療を受けさせ、保護するに当たっての初期医療（手術、ワクチン・ノミダニ駆除など）や継続的な治療が必要となる場合も自費で行っている。

・救える命を救いたいという思いで日々保護活動に尽力してくださっているが、こうしたボランティアがだいぶ疲弊してきている。

・ボランティアのみでは、動物保護・愛護活動を継続するのは厳しくなってきている状況であり、ボランティアの負担軽減できる施策（資金面での問題、保護ができるシェルター設置、行政施設での譲渡会の定期的な実施等）を講じていただきたい。

・動物の適正飼養方法や避妊去勢手術の必要性、TNR 活動、地域猫活動、多頭飼育現場への対策を、市民の方々に広く普及啓発を行っていただきたい。

４　委員会としての所見

本委員会における「地域における動物に関する諸課題について」の所管事務調査は、幅広い視点がある中、「多頭飼育・不適正飼育」、「給餌による環境衛生への影響」、「野良猫に関する問題」、「ペット防災」及び「野生動物による農業被害やジビエの活用」の５つをポイントとして調査することとした。

執行部や参考人から説明を受けて把握した本市の現状や課題等、現地視察を行う中で得た知見などを踏まえ、委員会内で協議し、次のとおり意見集約を行った。

(1) ペットの適正飼養・終生飼養について

ア　市、県、福祉関係者等の連携体制の強化

動物の愛護及び管理に関する法律にうたわれているように、飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼養する終生飼養の責任がある。

しかし、近年、不適正な飼養に起因する多頭飼育崩壊や、飼い主の高齢化等により飼養の継続が困難となる事例も起きている。

神奈川県動物愛護センターの視察等を通して、多頭飼育問題の背景には、飼い主が経済面や健康面に課題を抱えていたり、地域から孤立していること等の社会福祉的な問題が潜在している場合があることが浮かび上がってきた。

また、今後も高齢化が進む中、高齢者とペットに関する課題についても市として積極的に取り組むべき重要なテーマであると考える。

これらの課題は、「動物の問題」としてだけではなく、「人の問題」としても捉えられることから、課題解決に当たっては、環境部、福祉健康部、県保健福祉事務所や福祉関係者等が連携し、適時適切に情報共有を行うことが必要である。

多頭飼育問題への対応や、高齢等により飼養の継続が困難となるケースへの対応については、特に、早期発見・早期対応が重要であると考えられることから、迅速かつ緊密な情報共有が可能となるよう、関係者間の連携体制の強化を求める。

イ　周知・啓発の推進

(ｱ) 不適正な飼養の情報提供に関する周知・啓発

多頭飼育崩壊につながる不適正な飼養に関する情報を、市や県保健福祉事務所が、できる限り早く得るためには、近隣住民や福祉関係者等からの情報提供が重要となってくる。

そのため、不適正な飼養の兆候をつかむためのポイントや早期発見・早期対応の重要性、相談窓口等について、広報紙やホームページ、福祉関係者向けの研修等を活用し、広く周知・啓発を行うことを求める。

(ｲ) 適正飼養・終生飼養に関する周知・啓発

不適正な飼養や、飼養の継続が困難となる状況を未然に防ぐためには、動物の飼養に必要な知識や終生飼養の重要性等について、飼い主だけでなく、これから動物を飼おうと考えている方をはじめとする市民の十分な理解が必要である。

そのため、これまでホームページや愛犬手帳等を通じて行ってきた周知・啓発に加え、他自治体の事例も参考に、様々な機会を捉えて、より積極的な周知・啓発を行うことを求める。

(2) 周辺の生活環境に影響を及ぼす無責任な給餌について

ルールやマナーに配慮しない給餌は、ふん尿や悪臭、鳴き声の問題等、周辺の生活環境に影響を及ぼすことがある。

所管からの説明によると、動物の愛護及び管理に関する法律の「周辺の生活環境が損なわれている事態が生じたと認められる起因となる活動」には「給餌・給水」が含まれており、県の指導等の対象とされているとのことである。

しかしながら、指導等の対象となる動物については、野生動物か否かの判断によるところがあり、野鳥等野生動物とみなされる動物への給餌を起因として周辺の生活環境が損なわれている場合の対応が難しいという課題がある。

ついては、市としては、住民に密接に関わる自治体として、県と課題解決に向けた連携を強化することをはじめ、市としてできる取組を模索し、市民に寄り添った対応に努められたい。

(3) 野良猫に関する問題について

本市では、現在、野良猫対策として、野良猫を自らの飼い猫として飼養することを前提とする去勢・不妊手術費補助金の交付や公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」の行政枠チケットを活用したTNR事業を実施している。

本市のTNR事業等、ボランティアによる協力を基盤として進められている事業もあるが、調査の中では、負担が大きく、活動の継続が難しくなってきている状況があるとの声が聞かれた。

継続的なボランティア活動につなげていくためにも、公共施設での譲渡会の実施やボランティアが活用できる補助制度に関する情報提供等、市として可能な支援を行っていただきたい。

また、他自治体では、地域猫活動（※）を支援している事例もある。そうした事例の研究も行いながら、市民等への周知・啓発等も含め、より積極的に、野良猫に関する問題の解決に向けた取組を推進していくことを求める。

(4) 人と動物との共生のために

人と動物とが共生していくためには、市民一人一人が、動物愛護や適正な飼養等について関心・理解を深めることや、ルールやマナーを適切に守ることが必要であると考える。

また、動物の愛護及び管理に関する法律では、市の役割として、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を図ることや、動物愛護週間においてその趣旨にふさわしい事業を実施することが定められている。

そうしたことから、市としては、イベント等の多くの市民の目に触れる場面を活用した普及啓発や動物愛護週間を活用した事業実施のさらなる推進を図られたい。

そして、県との協力関係を一層深めつつ、市としての責務を確実に果たすことを期待するものである。

以上、本総務常任委員会所管事務調査報告書が、今後の地域における動物に関する諸課題の解決に寄与することを望むものである。

なお、今期、詳細な調査に至らなかった「ペット防災」及び「野生動物による農業被害やジビエの活用」については、次期、引き続き調査に取り組むべき重要な課題であると考える。

※地域猫活動：住民主導により、地域住民の合意と協力の下で野良猫を適正に飼養・管理し、野良猫による問題の解決を目指す活動のこと（参考文献：神奈川県「神奈川県猫の適正飼養ガイドライン（人と猫のよりよい共生を目指して）」平成 23 年３月）